

以下、人材紹介に関する基本契約書 抜粋

(人材紹介手数料及び消費税相当額の支払及び時期)

②当社が紹介した求職者が、専ら申込者の事由により退職に至った場合、当社がいったん受領した紹介手数料等は返却しない。なお、当該退職が申込者による前項の紹介手数料等の支払い前であっても、申込者が負う紹介手数料等の支払い債務は消滅しないものとする。

③当社が紹介した求職者が、専ら求職者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、当該労働者が退職に至った場合、採用日から2ヶ月以内に限り、定める紹介手数料等の50%を返却するものとする。

東京都中央区新富1丁目7番7号
インテレクト株式会社
許可番号 13-ユ-010526
許可年月日 2000年12月01日